2001年11月8日 (平成13年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横尾 裕夫

藤沢市高齢者保健福祉計画策定に伴う高齢者実態調査の実施にあたって、 個人情報を目的外利用すること及び目的外利用に伴う本人通知を省略す ることについて(答申)

2001年(平成13年)10月15日付けで諮問された、藤沢市高齢者保健福祉計画策定に伴う高齢者実態調査の実施にあたって、個人情報を目的外利用すること及び目的外利用に伴う本人通知を省略することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定による、目的外利用の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、高齢者保健福祉計画策定に伴う高齢者実態調査業務に係る個人情報を目的外利用する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

(1) 目的外利用する必要性について

現行の「藤沢市高齢者保健福祉計画」は、平成12年度から実施されており、3年ごとに見直しすることとなっている。そこで、13年度から14年度にかけて見直しし、15年度以降の計画を策定する訳だが、65歳以上の高齢者の実態把握のため、市民2000名を抽出して、アンケート調査を実施することとしたい。

計画は、介護保険事業計画をも包含しているため、介護保険サービスを受けて

いる方といない方では調査項目も異なることから、アンケートも2通り行う必要がある。介護保険の要介護認定を受けている方に対しては、介護保険課において、介護保険制度を中心にした「介護保険サービス利用者アンケート」を実施し、本課では、この方たちを除いて、高齢者一般施策を中心とした本件アンケート調査を実施したいと考えている。従って、より効率的・効果的なアンケート結果が得られるように、介護保険課の個人情報を利用し要介護認定者についてはアンケート対象者から除外したい。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

介護保険の要介護認定の個人情報を目的外利用することについての本人通知は、通知しないことが本人の不利益とならないこと及び通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 目的外利用する必要性について

「藤沢市高齢者保健福祉計画」の策定にあたって実施するアンケートが2通りあり、より効果的・効率的なものとするため、介護保険による要介護認定者を除くことを目的に個人情報を目的外利用することについては、合理的理由があると認める。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

介護保険の要介護認定の個人情報を目的外利用することについての本人通知は、通知しないことが本人の不利益とならないこと及び通知する対象者が多数で、当該通知に係る費用及び事務量を過分に要し、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、目的外利用する旨を当該本人に通知しないことの合理的理由がある。

以上